

○経済産業省令第十二号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、一般高压ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

一般高压ガス保安規則等の一部を改正する省令

（一般高压ガス保安規則の改正）

第一条 一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(保安統括者の選任等)

第六十四条 「略」

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 「略」

五 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいづれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の

交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者

ロ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の

交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習(当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。)を修了した者であつ

(保安統括者の選任等)

第六十四条 「略」

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 四 「略」

五 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

「新設」

「新設」

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>3</p> <p>ハ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者</p> <p>〔略〕</p>
	<p>3</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

(特定設備検査規則の改正)

第二条 特定設備検査規則(昭和五十一年通商産業省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(材料の許容引張応力) 第十四条 「略」</p> <p>258 「略」</p> <p>9 9   ライナーに周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続 繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器に使用する連続繊維 維の許容引張応力の値は、適切な方法により得られる許容引張 応力の値としなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(解析を用いた設計を行う場合の材料の許容応力等)</p> <p>第十七条の三 第十四条から第十七条の規定にかかわらず、解析 を用いた設計を行う場合の材料の許容応力等の値は、解析の種 類に応じ、適切な値としなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(材料の許容引張応力) 第十四条 「略」</p> <p>258 「略」</p> <p style="text-align: center;">「新設」</p> <p style="text-align: center;">「新設」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(コンビナート等保安規則の改正)

第三条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第二章 高压ガスの製造に係る許可等

第一節 高压ガスの製造に係る許可 (第三条・第三条の二)

第二節 第四節 [略]

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 [略]

2 製造施設 (製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油

ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。)における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 [略]

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ ール [略]

ロ 国際相互承認に係る容器保安規則 (平成二十八年経済産

業省令第八十二号) 第二条第一号に規定する国際相互承認

圧縮水素自動車燃料装置用容器 (以下単に「国際相互承認

圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。)、同条第二号

に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器 (

以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」

目次

第二章 高压ガスの製造に係る許可等

第一節 高压ガスの製造に係る許可 (第三条)

第二節 第四節 [略]

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 [略]

2 製造施設 (製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油

ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。)における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 [略]

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ ール [略]

ロ 国際相互承認に係る容器保安規則 (平成二十八年経済産

業省令第八十二号) 第二条第一号に規定する国際相互承認

圧縮水素自動車燃料装置用容器 (以下単に「国際相互承認

圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。)、同条第二号

に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器 (

以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」

という。)又は同条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)(の)の前月から起算して十五年を経過したもの(国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては容器製造業者が定めた月(同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては二十年を超えない範囲内において定めた月)(以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月」という。)(を)経過したもの(同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定められないものを除く。)(には、)高压ガスを充填しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。)(。

ワ 「略」

三〇八 「略」

(保安統括者の選任等)

第二十三条 「略」

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一〇四 「略」

五 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料

という。)又は同条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)(の)の前月から起算して十五年を経過したもの(国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては容器製造業者が定めた月(同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては二十年を超えない範囲内において定めた月)(以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月」という。)(を)経過したもの(同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定められないものを除く。)(には、)高压ガスを充填しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。)(。

ワ 「略」

三〇八 「略」

(保安統括者の選任等)

第二十三条 「略」

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一〇四 「略」

五 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料



として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者

ロ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高压ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、圧縮天然ガススタンドに係る高压ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

ハ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高压ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

3

〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3

〔略〕



## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。